

## 吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

平成 30 年 7 月 9 日

株式会社 **aprecio**

平成30年7月9日

## 吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第782条1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

東京都中央区日本橋二丁目7番1号

東京日本橋タワー26階

株式会社a p r e c i o

代表取締役 石田 博己

株式会社a p r e c i o (以下、「当社」といいます。)は、平成30年6月29日、株式会社M I D (以下、「M I D」といいます。)との間で、当社のホテル運営事業をM I Dに承継させることとする吸収分割 (以下、「本件吸収分割」といいます。)に係る吸収分割契約を締結いたしました。よって、下記のとおり本件吸収分割に係る事前開示をいたします。

### 記

#### 1 吸収分割契約の内容 (会社法第782条1項)

別紙1「吸収分割契約書」のとおりです。

#### 2 本件吸収分割の対価 (会社法第758条第4号に掲げる事項) についての定め相当性に関する事項

M I Dは、本件吸収分割に際し、当社に対して株式その他の金銭等を交付しません。

また、M I Dにおいて、資本金及び準備金の額は変動しません。

#### 3 吸収分割承継会社M I Dに関する事項 (会社法施行規則第183条第4号)

##### (1) 会社成立の日における計算書類等の内容

M I Dは、平成30年6月1日に成立した会社であり、その第1事業年度は、成立日である平成30年6月1日から平成31年3月31日までであって、いまだ第1期事業年度を終了していませんので、最終事業年度に係る計算書類等は作成していません。M I Dの成立の日における貸借対照表は表1のとおりです。

表1 MID貸借対照表（平成30年6月1日現在）

（単位：円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産 現金及び預金	30,000,000	負債合計	0
		純資産の部	
		資本金	30,000,000
資産合計	30,000,000	負債・純資産合計	30,000,000

(2) MID成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) MID成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

4 吸収分割会社である当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第183条第5号）

該当事項はありません。

5 本件吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

以下の理由により、効力発生日以後における当社の債務及びMIDの債務（当社が本件吸収分割によりMIDに承継させるものに限る。）については、履行の見込みがあると判断します。

(1) 当社の平成30年3月31日現在の貸借対照表における資産、負債及び純資産の額は別紙2及び表2のとおりであり、資産の額が負債の額を上回っています。また、別紙3及び表3のとおり本件吸収分割により当社がMIDに承継させる資産の合計額は、当社資産の約100分の6であることから、本件吸収分割が当社に与える影響は軽微です。

表2 a p r e c i oの資産、負債及び純資産の額（平成30年3月31日現在）

（単位：円）

資産の額	負債の額	純資産の額
2,214,685,446	1,493,784,637	720,900,809

表3 承継対象資産及び負債の額（平成30年5月31日現在）

（単位：円）

資産の額		負債の額	
流動資産	30,798,991	流動負債	124,119,864
固定資産	97,192,873	固定負債	3,872,000
合計	127,991,864	合計	127,991,864

- (2) また、M I D設立時点である平成30年6月1日の資産、負債及び純資産の額は表1のとおりであり、承継後における資産の額が負債の額を上回るため、承継するホテル事業に係る債務に関する債権者が本件吸収分割によって不利益を受けることはありません。
- (3) 当社及びM I Dそれぞれの資産及び負債について、効力発生日以後の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は認識されておりません。

以 上

# 吸収分割契約書

株式会社 aprecio（以下、「甲」という。）と、株式会社M I D（以下、「乙」という。）とは、第1条に定義する甲の本件事業を乙が承継する吸収分割（以下、「本件吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところにより、吸収分割の方法により、本契約第6条に規定する効力発生日において下記に規定する事業（以下、「本件事業」という。）を分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 記

甲が行っているホテル運営事業

## 第2条（分割当事者）

本件吸収分割を行う当事者の商号及び住所は、以下のとおりである。

### (1) 甲（吸収分割会社）

商号 株式会社 aprecio

住所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー26階

### (2) 乙（吸収分割承継会社）

商号 株式会社M I D

住所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー26階

## 第3条（承継する権利義務）

- 乙が甲から承継する権利義務（以下、「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、別紙「承継権利義務明細表」は、平成30年5月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利義務は、承継対象権利義務に含めるものとする。
- 甲から乙への債務の承継は、すべて免責的債務引受の方法によるものとする。ただし、本契約締結後、効力発生日までに新たに甲に発生した債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償できるものとする。

3 承継対象権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手続に要する一切の費用は、乙の負担とする。

#### 第4条（乙の資本金及び準備金）

本件吸収分割により乙の資本金及び準備金の変動はないものとする。

#### 第5条（分割対価の交付）

乙は、甲に対し、本件吸収分割に際して、承継対象権利義務の対価を交付しないものとする。

#### 第6条（効力発生日）

本件吸収分割の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、平成30年8月31日とする。ただし、手続の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

#### 第7条（分割承認総会）

甲及び乙は、平成30年7月31日に、それぞれ株主総会（以下、「分割承認総会」という。）において、本契約の承認その他本件吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、本件吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

#### 第8条（会社財産の管理等）

甲は、本契約締結日から効力発生日までの間において、善良なる管理者としての注意義務をもって本件事業に係る業務を執行し、かつ一切の財産の管理及び事業の運営を行うものとする。また、甲は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本件事業に係る財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議し、合意の上でこれを行うものとする。

#### 第9条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日以降、本件事業に関し、乙に対し競業禁止義務を負わないものとする。

#### 第10条（本契約の変更及び解除）

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、本件事業若しくは甲又は乙の資産状況、経営状態に重大な変更が生じたとき、又は本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は、協議の上、本契約に規定する条件を変更し又は本契約を解除することができる。

#### 第11条（本契約の効力）

本契約は、本件吸収分割の実施に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

#### 第12条（管轄裁判所）

本契約に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本件吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨にしたがい、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年6月29日

甲 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー26階  
株式会社 aprecio  
代表取締役 石田 博己

乙 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー26階  
株式会社MID  
代表取締役 石田 博己

## 【別紙】

## 承継権利義務明細表

### 第1 資産及び負債

乙が平成30年8月31日を効力発生日とする本件吸収分割により甲から承継する資産、負債、契約関係その他の権利義務は次に定めるとおりとする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の額の評価については平成30年5月31日時点の甲の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加減した上で確定する。

#### 1 資産

本件事業に係る以下の資産

##### (1) 流動資産

現金、預金、売掛金、棚卸資産、前払費用、未収入金及びその他本件事業に係る流動資産

##### (2) 固定資産

###### ① 有形固定資産

リース資産、工具、器具、その他本件事業に係る有形固定資産

###### ② 投資その他の資産

長期前払費用、差入保証金

#### 2 負債

本件事業に係る以下の債務

##### (1) 流動負債

買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、前受金、預り金及びその他本件事業に係る流動負債

##### (2) 固定負債

長期預り保証金

### 第2 労働契約上の権利義務

本件吸収分割の効力発生日において本件事業に従事する甲の従業員（アルバイトも含む。）の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は、乙に承継されるものと



し、以後乙の従業員として雇用する。なお、本件事業に従事する甲の特定の従業員については、甲に在籍させたまま乙に出向させ、以後、乙において本件事業に従事させる場合があるものとする。

### 第3 承継する契約等

本件事業に係るフランチャイズ加盟契約、建物賃貸借契約、売買契約、リース契約その他本件事業に係る一切の契約における契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務

### 第4 承継する許認可等

本件事業に係る免許、認可、承認、登録、届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるもの。

以 上

## 貸借対照表(株aprecio)

平成30年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
<b>流 動 資 産</b>	<b>流 動 負 債</b>
638,498	1,244,491
現金及び預金	買掛金
400,680	53,384
売掛金	短期借入金
56,878	700,000
商品	未払金
12,922	91,606
貯蔵品	未払費用
10,946	73,383
前渡金	前受金
35,775	2,521
前払費用	預り金
71,604	12,473
未収入金	前受収益
38,488	902
立替金	未払法人税等
656	60,803
前払利息	未払事業所得税等
2,657	7,240
貸倒引当金	1年以内返済長期借入金
0	207,593
繰延税金資産	未払消費税等
7,888	26,685
<b>固 定 資 産</b>	そ の 他
1,576,187	7,901
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>固 定 負 債</b>
1,106,854	249,293
建物	長期借入金
580,812	232,149
構築物	そ の 他
15,505	17,144
リース資産	<b>負 債 合 計</b>
47,470	1,493,784
工具器具備品	
48,341	
建物附属設備	
228,732	
土地	<b>純 資 産 の 部</b>
185,993	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>株 主 資 本</b>
7,190	720,900
ソフトウェア	<b>資 本 金</b>
7,190	70,000
のれん	利益準備金
0	17,500
<b>投資その他の資産</b>	別途積立金
462,141	458,112
敷金保証金	繰越利益剰余金
134,707	175,288
建設協力金	
26,798	
長期繰延税金資産	
219,081	
その他	<b>純 資 産 合 計</b>
81,555	720,900
<b>資 産 合 計</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>
2,214,685	2,214,685

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表(承継予定分)

平成30年5月31日現在

(単位:円)

資 産 の 部	負 債 の 部
<b>流 動 資 産</b> 現 金 及 び 預 金 売 掛 金 商 品 前 払 費 用 未 収 入 金	<b>流 動 負 債</b> 買 掛 金 短 期 借 入 金 未 払 金 未 払 費 用 預 り 金 前 受 収 益
30,798,991	124,119,864
<b>固 定 資 産</b> 有 形 固 定 資 産 リ ー ス 資 産 工 具 器 具 備 品	<b>固 定 負 債</b> 長 期 預 り 保 証 金
97,192,873	3,872,000
32,277,873	3,872,000
30,900,973	
1,376,900	
	<b>負 債 合 計</b>
	127,991,864
	純 資 産 の 部
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> 差 入 保 証 金 長 期 前 払 費 用	<b>株 主 資 本</b> <b>資 本 金</b> 利 益 準 備 金 別 途 積 立 金 繰 越 利 益 剰 余 金
64,915,000	
53,540,000	
11,375,000	
	<b>純 資 産 合 計</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>
127,991,864	127,991,864